

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第10条関係」

道路位置指定に関する取扱い基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第10条の規定に基づき、道路位置の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定基準

- (1) 道路の幅員は、4.5メートル以上とする。
- (2) 電柱、ごみ集積所等、通行上又は管理上支障となる施設は、道路に設けないものとする。
- (3) 道路が後退道路に接続する場合は、その道路に関連する開発区域内の後退部分の敷地を分筆し、寄付採納するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほかは、道路の位置指定、変更及び廃止の取扱い基準について（令和3年3月30日付け建安第1672号埼玉県都市整備部長通知）によるものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項に関しては、市と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。